

記

12月期一時金に関する要求書を提出！！

10月31日、労組は機構に2007年度12月一時金に関する要求書を提出しました。人事院勧告の取り扱いが10月30日によろやく閣議決定され、いよいよ機構との賃金・一時金に関する交渉も本格的に開始します。速やかに団交を開催し、先に提出した春闘要求・秋季要求の内容と合わせて、誠意ある回答を行うよう、機構に求めています。

給与の扱いについて、機構に説明を求めています。

前号の「あゆみ速報」で、この10月の給与通知についてふれたところ、組合員の方から調整額等についてご指摘がありました。

これを機に、「給与構造改革に伴う調整額」「二法人統合に伴う調整額」「昇給月を4月から10月に変更したことに伴う措置」「55歳以上の職員の昇給の取り扱い」などについて、改めて機構に説明を求めています。回答が得られ次第、次号以降の「あゆみ速報」でご報告します。

健康保険料率の改定が予定されています。

11月1日、機構から原子力健康保険組合の健康保険料率改定について説明がありました。それによると、近年の拠出金の増加等により、現状のままでは健保財政が立ち行かなくなることが予想されるため、保険料率アップを検討しているとのこと。改定保険料率(案)では、個人負担を現状よりも6.33/1000アップすることとしています。本案に関しては、すこやかファミリー11月号に折り込み資料として紹介され、11月中に意見募集、その後健康保険の組合会で方針を決定する予定であるとのこと。

2007年12月期一時金について(要求書)

標記について下記のとおり要求する。11月9日までに貴職出席の団体交渉を原子力科学研究所にて開催し、文書をもって誠意ある回答をされたい。

1. われわれ独立行政法人労働者には労働三権が保証されており、すべての労働条件は労使の自主交渉で決定されるものである。12月期一時金については、使用者として職員の処遇と家族の生活維持を真剣に考える責任ある立場を強く自覚し、支給原資枠の拡大に努力すべきである。また、労働条件を承継するという国会決議を無視し、統合独立法人化を期に給与構造の見直しによる労働条件の切下げが行われた。全体として年収の減額、社会保険税等の増額により職員家族の生活状況は不満を強めている。貴職が政府・財務省などの干渉を排し、自主性を発揮した原資枠の拡大と前進ある回答を要求する。

2. 一時金の配算にあたっては、これまでのような「役職手当を含む支給式」、「役職者への特別加算」、「職務別傾斜加算」など役職者層に非常に厚い配算を改め、全職員同一式で支給するよう強く要求する。加えて、7・8・9級を含む全職員の一時金原資に関する基礎データを提示するよう要求する。また、臨時職員については、処遇自体が低く押さえられていることを考慮し、経験年数を加味した配算とするよう強く要求する。

3. 支給式を以下のとおり要求する。

職員、嘱託職員、常勤職員：本給×3.6+6,000F+100,000

臨時職員：{(賃金日額+1,200)×21+6,000N}×3.6+6,000F+100,000

ただし、F：家族手当の支給対象者及びこれを除く税法上の扶養家族の合計数

N：勤続年数

4. 一時金の期間率を以下のように改善するよう要求する。

(1) 欠勤者の期間率

欠勤日数	期間率
20日以上、30日未満	1.00
30日以上、50日未満	0.97
50日以上、70日未満	0.93
70日以上、90日未満	0.89
90日以上	0.85

(2) 中途採用者及び退職者の期間率

中途採用者	退職者	期間率
6月1日以前の採用者		1.00
6月中の採用者	11月中の退職者	0.95
7月中の採用者	10月中の退職者	0.87
8月中の採用者	9月中の退職者	0.79
9月中の採用者	8月中の退職者	0.70
10月中の採用者	7月中の退職者	0.55
11月中の採用者	6月中の退職者	0.40

(3) 死亡退職者の期間率

死亡退職者については、原研労組の要求する退職者の期間率に準ずること。

5. 育児休業者の一時金における支給対象在職期間及び期間率

- (1) 12月一時金の支給対象在職期間は、2007年6月2日から2007年12月1日とすること。
- (2) 支給対象在職期間の全期間を休業しているものについては、育児休業期間の2分の1を勤務しているものとして支給すること。
- (3) 12月一時金の期間率は、育児休業期間の2分の1と勤務実績を合算して得られる日数により下表のとおりとすること。

育児休業期間の2分の1と勤務実績を合算して得られる日数	期間率
120日未満	0.90
120日以上、150日未満	0.94
150日以上、164日未満	0.98
164日以上	1.00

6. 一時金の支払日は、12月1日とすること。

以上

守ろう！ 社会の基盤を支える独立行政法人つくば集会
 ----- **一方的な整理合理化は許さない**

日時 11月17日(土) 13:00~16:00 (開場 12:30)
 場所 つくば市 エポカルつくば(つくば国際会議場大ホール)
 主催 集会実行委員会(国公労連、学研労連、茨城県国公)
 協賛 全労連、特殊法人労連、茨城県労連
 内容 パネルディスカッション(法科大学院教授、学研労協など)
原研労から岩井委員長がパネラーとして登壇します。
 各独立行政法人労組からの報告、日本科学者会議からの意見 等
 参加する方には、組合で交通費を補助します。